

再審・えん罪事件全国連絡会ニュース

2020年3月27日 第98号

連絡先

〒113-8463 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター5階 日本国民救援会中央本部内
電話:03-5842-5842 FAX:03-5842-5840 WEBサイト:www.saishin-enzai.net

目次

● 栃木・今市事件 上告棄却の不当決定 最高裁、理由を示さず誤判を追認	p1
● 東京・乳腺外科医師冤罪事件「女性はせん妄状態だった」弁護側証人、国際基準使い明言	p2
● 静岡・袴田事件 死刑執行回避求め議員連盟が要請	p4
● 布川国賠 控訴審第2回口頭弁論 嘘を「明らかな嘘でない」と釈明（山川清子さん）	p4
● 大阪・東住吉冤罪事件青木国賠裁判「証拠存在する」と答えるも提出しない不誠実対応	p5
● 滋賀・日野町事件 こじつけストーリーの捜査過程、解明へ 日野町事件再審請求審の現状	p6
● 東京・小石川えん罪事件 証拠開示向け要請へ 証拠開示に応じない検察、裁判所も動かず	p8
● 兵庫・花田郵便局強盗事件 判決に向け多言語の新署名を提起 外国人の人権を守る観点で	p8
● 鹿児島・大崎事件 第4次再審請求の申し立てへ	p9
● 兵庫・神戸質店事件 年内再審申し立てへ 弁護団が方針	p10
● 【声明・今市事件】最高裁判所の不当決定に強く抗議する	p12

栃木・今市事件

上告棄却の不当決定

最高裁、理由を示さず誤判を追認

栃木県内で起きた小学1年の女児殺害事件で犯人とされ、殺人罪で無期懲役判決を受けていた勝又拓哉さんの上告審について、最高裁第2小法廷は、3月4日付で上告を棄却する決定をしました。弁護団は決定を不服として異議申し立てをおこないましたが、3月16日に棄却され、有罪判決が確定しました。

不当決定をした裁判官＝三浦守裁判長、菅野博之裁判官、草野耕一裁判官、岡村和美裁判官（※巻末に守る会などの声明を掲載）



会見する弁護団(3月6日、司法記者クラブ)

決定は1ページで、裁判官全員一致意見での決定でした。弁護団が主張した憲法違反や判例の論点について、最高裁は一切答えず「上告理由に当たらない」として退け、実質的な理由は何も説明していません。

矛盾した自白、なぜ信用できるのか

事件は2005年12月、栃木県今市市(現日光市)で、小学1年の女兒が行方不明となり、翌日、茨城県内の山林で遺体となって発見されたものです。警察は事件から8年後に勝又さんを別件逮捕し、その身柄拘束を利用して勝又さんに女兒殺害を自白させました。自白は、女兒を拉致してわいせつ行為をおこない、山林に連れていき、女兒の胸をナイフで10回刺して殺害し、遺体を捨てたというものでした。

裁判員裁判の一審は、情況証拠からは犯人性を認定できないが、自白は信用できるとして無期懲役判決。二審は、殺害日時と場所、殺害方法についての自白は、客観証拠と矛盾して信用できないとしました。しかし、殺害場所を「栃木、茨城県内またはその周辺」に拡張し、殺害時刻を女兒が行方不明となってから発見されるまでのおよそ14時間へと幅を広げる予備的訴因(検察が後から追加主張した事実)を認めて、勝又さんが犯人であると認定。一審判決を破棄し、あらためて無期懲役としました。

最高裁の上告審で弁護団は、予備的訴因は事件の根幹にかかわるもので、東京高裁がこれを追加すること自体が違憲・違法だと主張。裁判員裁判に差し戻して再度審判を受けずに自判したことも違法で、裁判員制度の趣旨にも反すると指摘しました。また、勝又さんが母宛てに書いた手紙を「自白」として有罪根拠の中心に据えたことも違法だと主張して、控訴審判決の破棄を求めています。

裁判のあり方問題提起するも答えず

3月6日に開かれた会見で主任弁護人の一木明弁護士は、「事件は国民的に話題になり、自白の中核的部分、犯行場所、時間が違うことが科学的に明らかになった。それなのに理由もつけずに棄却した。これで司法に対する国民の信頼を得られるのか」と憤りました。

鹿島秀樹弁護士は、「自白の根幹が揺らげば、自白全体の信用性が揺らぐとしたのが従来の実務のあり方だ。本件は自白を拉致、殺害、遺棄と切り離して信用性判断をした。そういう判断があり得るのか、刑事裁判のあり方に問題提起をしたのに、最高裁は視座を示さなかった。その結果一人の人間が長期の身柄拘束にさらされる。断腸の思いだ」と述べました。

【抗議の送り先】 〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号 最高裁第2小法廷 三浦守裁判長

【激励の送り先】 〒320-0055 栃木県宇都宮市下戸祭1-2-4 赤羽ハイツ1階 八幡山法律事務所内
えん罪今市事件・勝又拓哉さんを守る会
(激励の手紙は、いったん守る会で預かり、移送先が決まり次第、勝又さんに送付します)

東京・乳腺外科医師冤罪事件

「女性はせん妄状態だった」

弁護側証人、国際基準使い明言

東京・足立区の柳原病院で、乳腺腫瘍を摘出する手術を執刀した外科医師が、女性患者から「胸を舐められた」などと訴えられ、準強制わいせつ罪で起訴され、一審で無罪判決が出された乳腺外科医師冤罪事件で、控訴審第2回公判が2月26日、東京高裁(朝山芳史裁判長)で開かれました。

検察側鑑定を証拠から排除

裁判所は、検察官が求めていたDNA鑑定やアミラーゼ（だ液の成分）鑑定に関する証拠調べ請求をすべて却下しました。それらの証拠は、「胸を舐められた」とする女性患者の証言の裏付けとして検察が主張していたもので、一審では「鑑定の信用性に疑義があり、仮に信用性があっても証明力が十分ではなく、女性患者の信用性を補強できない」と認定されていました。検察は、控訴審で鑑定の信用性を補う論文などを証拠採用することを求めていましたが、却下されました。これにより、一審の判断を踏襲する可能性が高くなりました。

裁判所はせん妄(※)について、次の3点に関心事項として示していました。①女性がせん妄であったか否か、②身の回りの出来事を認識する能力および携帯電話でメッセージを送る能力の有無、③せん妄だったとして、幻覚が生じる可能性の有無。

国際的指標でせん妄と診断

この日の証人尋問では、弁護側推薦の証人である精神科医の大西秀樹医師が出廷。せん妄の典型例を紹介し、夜中に睡眠薬を投与した患者が15分後に意味不明発言や徘徊するなどの症状がみられたり、手術を受け、麻酔から覚める途中で興奮するなどの医療現場での事例を紹介。一見正常な受け答えをしている患者でも、今どこにいるかを尋ねると「羽田空港にいる」と回答する例もあり、せん妄であることを見落としてしまうケースもあると述べました。ある調査では、術後せん妄の発症率は28%と高く、年齢に関係なく起きていると指摘しました。



公判前の宣伝行動(東京高裁前)

その上で、女性患者の供述がせん妄であるかどうかを国際的な診断基準であるDSM-5という指標に照らすと、弁護側と検察側のいずれの主張を前提にしても、5つの基準を満たしていることから、せん妄と診断できるとしました。また、CAMという臨床現場で用いられる指標でもせん妄であると判断できるとしました。

さらに女性患者は、自分の発言や言動、受けた治療に関してほとんど記憶していない一方、活発な幻覚が生じていることから、身の回りで起きた出来事を認識する能力が損なわれていたと証言。携帯電話で知人にメッセージを送ったことについても、酒に酔った状態でもハンドルを操作して自動車の運転ができることなどを例に挙げて、「手続き記憶」があるため、意識レベルが低下した状態でも、ある程度の行為は可能だと述べました。

裁判は、3月24日の公判で結審。判決は4月15日予定です。

※せん妄 麻酔の影響などで認知能力が一時的に低下し、周囲の状況を理解することが難しくなり、意味不明な言葉を発したり、現実感を伴う幻覚を見たりする状態

静岡・袴田事件

死刑執行回避求め議員連盟が要請

恩赦による誤判救済を求める

東京高裁で再審開始決定が取り消され、ふたたび死刑台に連れ戻される危機にある袴田事件で、超党派でつくる袴田巖死刑囚救援議員連盟（会長＝塩谷立衆院議員）と袴田事件弁護団、国民救援会も参加する袴田巖さんの再審無罪を求める実行委員会は3月10日、中央更生保護審査会へ要請するため、法務省更生保護局の今福章二局長を訪れ、刑の執行を免除するよう求めました。

議員連盟は要請書で、恩赦における誤判救済機能に大きな意義があることを強調し、恩赦を審査する中央更生保護審査会が、迅速で十分な調査をおこない、公正な判断をするよう求めました。

議連の塩谷会長が「袴田さんは今日で84歳になった。一刻も早く恩赦の決定をお願いしたい」と要求すると、今福局長は、「(袴田さんが)死刑囚という観点から、慎重に検討している。できるだけ早く審議のスピードを上げるよう伝える。審査会には、その独立性を害しない範囲で要請の内容を伝える」と回答しました。

再審無罪を求める実行委員会からは、浜松・袴田巖さんを救う市民の会の寺澤暢紘さんが要請書を読み上げ手渡しました。



今福局長に要請書を手渡す実行委員会の寺澤さん(中央)

3月28日の全国集会は延期——3月27日に最高裁独自要請

なお、国民救援会も参加する袴田巖さんの再審無罪を求める実行委員会では、3月28日に東京・青山学院大学で「再審を求める3・28全国集会」の開催を計画しておりました。ところが、新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されることから、開催の延期を決定しました。しかしながら、裁判の進展が予想される年度末に、裁判所に対して何も働きかけずに座視することはできないので、実行委員会で代替案として最高裁への独自要請行動を計画しました。

また、4月6日に予定していた冤罪2事件による最高裁要請行動は中止となりました。3月27日に袴田事件の独自要請をおこなうためです。

布川国賠 控訴審第2回口頭弁論

嘘を「明らかな嘘でない」と釈明

無実の証拠を隠した国側、説明に窮する

2月25日、布川国賠控訴審第2回口頭弁論が開かれました。今回は、国・県がこちらの控訴答弁書と付帯控訴について主張するという手続で、書面は事前に裁判所に提出されました。弁護団によると、国・県の主張は、前回からの主張を繰り返し述べたものだったとのこと。こちらの再反論の書面は次回提出されます。

もっともらしい言葉でごまかす検察

法廷では、国の証拠開示義務の点についての主張(当時の訴訟法規に証拠開示に関する規定がないのだから証拠不開示は国賠法上違法でないとの主張)について、谷萩陽一弁護士団長が口頭で求釈明しました。「嘘を言って無実につながる証拠を隠しても違法でないのか」。国の代理人は、「明らかな嘘とは言えない。」とし、さらに「書面で出していれば、書面で回答する」と述べました。弁護団は後日求釈明書が提出する予定です。

この点について桜井昌司さんは、その後開かれた報告集会で、「嘘」に「明らか」も「明らかでない」もない、「嘘は嘘だ」、「よほど立ち上がって発言しようかと思った」と怒りをぶつけました。「裁判で提出された証拠」に反する内容の、「無罪につながる証拠」があるにもかかわらず、「提出された証拠と同趣旨のものしかない」と嘘をついて隠すことが許されてよいはずがありません。桜井さんは報告集会で「検察は自分たちのやっていることを分かっているごまかそうとしているのではないかと思えてきた」と発言しましたが、検察はもっともらしい言葉でごまかそうとする姿勢が顕著です。

支援する会は、この国賠裁判で全面証拠開示するよう繰り返し申し入れています。この日も裁判前に、署名とともに要請書を提出し、「嘘を言って証拠隠しすることが許されては冤罪を防ぐことができない、裁判所は証拠隠しについて厳正な判断をしてほしい」旨の要請書を提出しました。

開示証拠、検察入手はいつか——裁判所が関心

法廷ではもう一つ、弁護団が重要なことを求釈明しました。これまで国から提出された証拠について、「いつから検察庁にあったのか」、を問いました。この点について、裁判長も同調し、「裁判所としても興味のあるところだ、一覧表で提出できないか」と国に明らかにするよう求めました。

弁護団は何とか工夫して、裁判で一步でも前進できるよう頑張っています。支援する会も微力ながら、桜井さん弁護団と連携して活動を積み上げていきたいと思えます。署名はこの日までに1,553筆提出しました。今後ともご協力、ご支援をよろしくお願いいたします。

次回の裁判は4月27日(月)午後2時、101号法廷です。次回も傍聴券の交付はないと予想されますので、ぜひお出かけください。



弁論後の報告集会で訴える桜井さん

(寄稿＝布川国賠を支援する会 山川清子さん)

大阪・東住吉冤罪事件青木国賠裁判

「証拠存在する」と答えるも提出せず

国側の不誠実な対応に裁判所も苦言

放火殺人と保険金詐欺未遂の犯人とされ、2016年8月に再審無罪を勝ちとり、誤判原因とその責任を明らかにするために国家賠償を求めている東住吉冤罪事件国賠裁判。第11回口頭弁論が1月30日、大阪地裁で開かれました。前回、裁判所は、証拠開示は年度内に終え、4月以降は事実調べに入りたいとしていました。

しかし、この間、被告(国)側が証拠開示に十分応じないため、原告代理人の加藤弁護士は「被告に対して証拠の提出を求めてきたが今回出されてきた証拠は検察が持っている記録の一部に過ぎない。リストを作成しても被告は対応を無視する。対応していないものも多々ある。証拠は存在すると回答しながらそれを提出しない。現在は不存在と回答している。期限ぎりぎりになって電話一本で『遅れる』と言い、その後十分な釈明もしない。国側に引き延ばしの意図があるとしか思えない。裁判所の的確な訴訟指揮を求めたい」と述べました。これに対し、国側は「刑事訴訟法47条・非公開の原則に則って対応した結果である」と答弁。

裁判長は「なぜできないのか。存在しないという言葉がどういう意味なのか。理解できる言葉で説明して頂きたい」と厳しく指摘しました。また、裁判長の「提出までに時間をかけた理由は」に対し、国は、「総意で提出できる範囲で提出した」。さらに、裁判長の「その結果、開示されない理由は。以前は開示していたが何故そのスタンスが変わったのか」に対し、「それは書面で述べています」と極めてそっけない回答でした。さらに裁判長は「(国に対し)できる限り理解できるような書面を提出して頂きたい。(原告に対し)裁判所としてはできるだけ早く尋問を始めたい。進行についてどのように考えているか」との問いに、原告側は「随分前に提出したことに対しての国側の反論もない。証拠調べは絞り込んだ上で立証計画を出す予定」と回答。

改めて裁判長は国に対し「2月末までに提出して頂きたい」と求め、原告側も「どうしてこんなに時間がかかるのか。国側の早期の書面提出を求める。」と強く訴えました。

(救援新聞2月25日号より)

滋賀・日野町事件

こじつけストーリーの捜査過程、解明へ

日野町事件再審請求審の現状

国民救援会滋賀県本部 事務局長 川東繁治さん

日野町事件は2018年7月11日に大津地裁(今井輝幸裁判長)が再審の開始を決定し、検察官即時抗告によって大阪高裁第2刑事部(三浦透裁判長)に係属しています。この間、弁護団は被害者の胃内容について解剖報告書記載の死亡推定時刻は「食後30分前後」とする解剖医の判断が誤りであり、消化状況から2時間以上経過しているとの吉田謙一医師の意見書を新証拠として提出しています。

阪原さんの犯人性を否定する医師の意見書を提出

この意見書は、午後8時40分とされた殺害時刻が大幅にずれることによって、阪原弘さんが、事件に近接した時間帯に事件現場とされる酒店近くで目撃されたとする目撃証言と、同時刻同所で宗教関係者(阪原さんは真光教信者)と思われる人物と被害者の会話を聞いたとされる証言の証拠価値がなくなります。

さらに、殺害されたとする時刻以後に酒店に女性来客があり、同居の叔母とともに酒食を共にしたあと、近くの共同浴場に連れ立って行ったこと、浴場で別の女性が被害者と会話をしたという証言があること、浴場から戻った被害者が、いっしょに浴場に向かった来客女性がいったん自宅に戻ってから浴場で合流すると述べておきながら、来なかったことについてぶつぶつ不満を言いながら戸締りをしたことを同居の叔母が聞いている事実があること、さらに同居叔母の「わし一人おいてどこかへ行った」という証言もあります。

ところが、被害者死亡後の出来事に関わる証言は信用性がないとして証拠から排除されています。死亡時刻がたとえば午後10時以後だとすると、同居叔母の「わし一人おいてどこかへ行った」とする証言が事実であり、店内犯行説は否定されることとなります。事実、店内には争った痕跡や悲鳴、物音もなく、また戸締りもされていることから被害者が自らの意思で外出したとみるのが合理的です。

しかし、再審開始決定は、死亡時刻を「食後30分前後」という解剖医の判断を前提にしていることから、犯行は店内で行われているが、自白による殺害方法が遺体の傷と符合しないと判断し、阪原さんの犯人性を否定しました。

今回の吉田医師の意見書は、開始決定の判断をさらに補強するものとなります。同時に阪原さんの、事件当夜は知人宅で酒盛りに参加し、酔いつぶれて朝まで寝てしまい、目が覚めて自宅に帰ったというアリバイ主張が、正しいということになります。酒盛りに同席した関係者らが「阪原は来ておらず、いっしょに酒は呑んでいない」と証言したため捜査当局は「阪原はウソをついている」とアリバイを否定したなかで、ただ一人掃出し窓の外に午後7時半ごろに阪原が立っているのを見た、と証言した人があります。

その後、7時40分ごろに阪原さんが事件現場近くの交差点で目撃され、午後8時過ぎに酒店に入り、午後8時40分ごろ犯行に及んだとする組立になっていますが、窮屈すぎてこじつけ感があります。このこじつけ感は、被害者死亡時刻が「食後30分前後」を前提にしているところから見出ししている可能性があります。

さらに殺害時刻を午後8時40分とした場合、不意の訪問客に見つからぬよう一刻も早く遺体を棄てに行かなくてはならないため金庫を物色している余裕はなく、棄ててからいったん店に戻って、有り余る時間をつぶすためお酒を呑み、ようやく物色を始めて金庫を奪い、暗闇ではなく手元がかろうじて見える明け方に石原山に入って金庫を壊して在中現金を奪ったという、こうせざるを得ないようなストーリーになっています。

実況見分の図面が実際の現場と一致していない

もうひとつ重要な発見は、金庫発見現場の引当てに関して、阪原さんが金庫発見場所に正確に到達したという問題で、事件直後の現場実況見分で作成された図面の金庫現認場所(仮にA地点＝正解と呼ぶ)と、阪原さんが引当てで到達した場所(仮にB地点と呼ぶ)が違っていたという事実です。どちらも松の木の根元ですが、図面上のデータは明らかに正解とは別の場所を記載しています。

金庫が現認された場所は、目印となる関西電力の鉄塔から工事道を東に55メートル入った地点を崖下北方向15メートル先の松の木(A地点＝正解)の根元でした。阪原さんが逮捕後の引当て捜査で到達した場所は、鉄塔から東に59.6メートル入り、崖を北方向に13.6メートル下った先の松の木(B地点)でした。B地点は正解のA地点から東に5メートルもずれていました。この二つの図面は証拠として裁判所に提出されましたが、誰もが気付かずに混同し、一審判決は「正しく金庫のあった位置を指摘していることが認められる」と述べ、強固な有罪心証を得ています。この図面上の差は、両地点の松の木は枯れてはいるものの根は残っており「誤差」では説明のつく状態ではありません。もっといえば二つの図面が一致していないことを知りながら、それを隠して証拠請求しているとするならば、裁判を欺いたということであり、到底有罪判決は想定できないものであったと思います。

それが、裁判所が混同したことによって想定外の有罪判決を招いたこととなります。阪原さんが金庫発見場所を案内できたのは捜査官の誘導ではないか、と問題になっていましたが「誘導」を凌駕する問題に発展する可能性があります。

本件は、いつ、どこで殺されたのかが未解明の事件であり、弁護団は早くから指摘していましたが、ここに来て霧が晴れるように捜査の過程が解明されようとしています。検察は、弁護団の意見書(①失踪直前までの被害者の行動に関する再検討、②アリバイ問題に関する反論、③金庫発見現場の知情に関する意見)と吉田医師の意見書(新証拠)に対する反論を行なうに当たり、時間をくれと裁判所に申請しています。

東京・小石川えん罪事件

支援する会のつどいに85人

証拠開示に向けて要請行動も提起

強盗殺人事件で犯人とされ無期懲役が確定した伊原康介さん(当時21歳)が再審を求めている小石川えん罪事件で、支援する会が集会を兼ねた総会を2月15日、東京都内で開き、85名が参加しました。

大阪・泉大津のコンビニ窃盗冤罪事件の説明動画の上映の後、犯人とされた土井祐輔(SUN-DYU)さんが裁判闘争について、警察・検察の酷い実態を笑わせながら語りました。また土井さんら3人の音楽グループ・MIC SUN LIFE(マイク・サン・ライブ)が軽快な音楽で会場と一体になって盛り上がりました(写真)。



支援する会の総会で弁護団の伊集院剛弁護士が事件の真相と現状について報告が。その中で東京高裁でおこなわれている再審請求審で、検察官が十分な証拠開示に応じず、裁判所も証拠開示を求めないまま審理を終えるような動きがあることが述べられました。これを受けて支援する会では、緊急に裁判所に要請を強めること方針を決定しました。

小石川事件 証拠開示に向けた支援する会の呼びかけ

1) 裁判所への要請はがきを出してください。

「証拠開示をして下さい」「慎重な審理で再審を開いてください」でも、「伊原さんは無実です」など自由にかいてください。

<要請先> 〒100-8920 東京都千代田区霞が関1-1-4 東京地方裁判所刑事第10部 小森田恵樹裁判長殿

2) 裁判所への団体署名にご協力をお願いします。

送付先は、〒113-8463 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター 国民救援会東京都本部内 小石川冤罪事件の再審を支援する会です。

3) 裁判所へ要請とビラ配布を行いますので、東京周辺の皆さんは参加願います。

当面、3月24日(火)午後2時に東京地裁要請行動(10分前に地下鉄霞ヶ関駅A1出口に集合)

4月10日(金)東京地裁前で宣伝行動(正午から午後1時まで、要請午後1時から、地下鉄霞ヶ関駅A1出口に集合)

兵庫・花田郵便局強盗事件

判決に向け多言語の新署名を提起

外国人の人権を守る観点で幅広い協力をめざす

郵便局強盗をしたとしてナイジェリア人のジュリアスさん(仮名)が有罪判決を受け、再審を求めている花田郵便局事件で、2月6日、守る会が総会をひらき、5月12日の国賠判決に向けて、「外国から来た人の人権を守って」と訴える多言語の署名を提起しました(ニュースに同封)。

ジュリアスさんは、警察・検察の捜査に違法行為があったとして国賠を提起しています。再審無罪になる前に国賠を提訴することの意義について守る会は、捜査機関による証拠のねつ造を認めさせ確定することで、再審開始の事由(刑訴法第435条1号、6号)とすることがねらいだとしています。新たに提起した署名は、「外国人に対する不当な捜査はやめてほしい」と素朴に訴えるもので、外国人の人権を守るという点で海外から来た人を含めて幅広い人びとに協力を得られる内容とのことです。

鹿児島・大崎事件

第4次再審請求の申し立てへ

原口アヤ子さんが再審を求めている鹿児島・大崎事件で、弁護団は3月30日、鹿児島地裁に対して第4次再審請求の申し立てをおこないます。鹿児島県本部から届いたタイムスケジュールは以下のとおりです。新型コロナウイルスの影響を受けて、報告集会の持ち方などに変更が出る可能性があります。

■大崎事件 第4次再審請求申し立て行動タイムテーブル 3月30日(月)

午前10時30分	弁護団・支援者による裁判所前門前集会
午前11時	弁護団・申立人による再審申立書提出
正午	弁護団記者会見(鹿児島県弁護士会館)
午後1時30分～4時	弁護団報告集会(サンプラザ天文館6F)

周防さんが呼びかけ、大崎事件のネット募金を開始

痴漢冤罪をテーマにした映画「それでもボクはやってない」の監督で、再審法改正をめざす市民の会の共同代表をつとめる周防正行さんの呼びかけで、大崎事件弁護団などは、このほどインターネットを使った募金活動であるクラウドファンディングを開始しました。目標額は500万円で、手数料を除く全額を弁護団に寄附し、第4次再審請求の弁護活動の費用に充てるとしています。

周防さんは呼びかけの中で、「僕は彼女(原口アヤ子さん)の闘いを支援してきました。それは、無実の彼女のためであると同時に、この国の裁判をより公正なものにしたいという思いからです」と述べ、「大崎事件には、日本の刑事裁判のあらゆる問題点、そして再審請求審の問題点が網羅されています。つまり、大崎事件の再審が認められ、無実の罪を晴らすことができれば、それは日本の刑事裁判を大きく変えるきっかけとなるでしょう」と訴え、協力を求めています。

サイトには、すでに募金をした人から激励のコメントが寄せられており、「周防監督の活動がなかったら、事件のことを知る事はなかったかもしれません。これからも応援たく思います」、「こんな事があったなんて知りませんでした。この事を知って僕も勇気を頂けましたし、今後も継続して支援をさせていただきます」などと、事件を知って衝撃を受けた方の声が多く寄せられていました。



周防正行さん

■ネット募金へのアクセス

https://readyfor.jp/projects/osaki_Justice

兵庫・神戸質店事件

年内再審請求へ 弁護団が方針

緒方秀彦さんが再審請求申し立てをめざしている兵庫・神戸質店事件で、2月2日、支援する会が総会をひらき、弁護団の藤井基安弁護士が「今年中に再審請求を申し立てる」と報告。指紋などの鑑定や意見書を準備していると報告しました。また、弁護団が6人に拡充され、検察庁での記録の閲覧や、緒方さんへの面会などの活動を本格化したことも報告されました。支援する会では、新証拠発見のため、現地の訪問調査活動へ会員の協力も訴えていくと方針を確認しました。

新型コロナウイルス対策 裁判、集会延期が各地で

日本国内で広がっている新型コロナウイルス感染防止対策の影響で、裁判の期日変更や、集会・要請行動などの延期が相次いでいます。事務局で把握している分をまとめました。

▼3月26日(木)大阪・東住吉国賠裁判 **延期**

→【変更後の日程】未定

▼3月28日(土)静岡・袴田事件 再審を求める3・28全国集会 **延期**

→【変更後の日程】未定（代替行動として3月27日午後1時10分から最高裁要請）

▼4月6日(月)刑事再審事件の最高裁統一要請行動 **中止**

→【変更後の日程】未定

▼5月20日(水)再審法改正をめざす市民の会 結成1周年記念集会 **延期**

→【変更後の日程】未定

●三重・名張毒ぶどう酒事件 再審開始15周年行動

日時:4月5日(日)正午～午後1時 場所:名古屋・松坂屋本店の天津通り側

2015年に無念の獄死を遂げた奥西勝さん。兄の無念を晴らそうと第10次再審請求に挑む妹・岡美代子さんはすでに奥西さんの年齢を超えて90歳になります。2005年に再審開始決定が出されてから15年となる日に、一日も早い再審開始を実現するため、名古屋の中心部でアピール行動をおこないます。ノボリや横断幕、プラカードを持ってご参加ください。お問合せは国民救援会愛知県本部まで TEL:052-684-5825

今後の主な日程

▼3月26日(木)三重・名張毒ぶどう酒事件要請行動 午後1時30分＝名古屋高裁、午後3時＝名古屋高検

▼3月26日(木)【期日延期】大阪・東住吉国賠裁判 口頭弁論

▼3月27日(金)静岡・袴田事件最高裁独自要請行動 午後1時10分～1時40分(正午の宣伝行動は中止)

▼3月28日(土)【延期】静岡・袴田事件 再審を求める3・28全国集会

▼3月30日(月)鹿児島・大崎事件第4次再審請求申し立て 午前10時30分＝再審申し立て(鹿児島地裁)

▼3月31日(火)滋賀・湖東記念病院人工呼吸器事件判決 午前10時30分、大津地裁

- ▼4月5日(日)三重・名張毒ぶどう酒事件 再審開始15周年行動 正午～午後1時、名古屋・松坂屋本店の
大津通り側、(ティッシュ入りのビラを配り、マイクで訴えます。ノボリや横断幕、プラカードを持って参加を)
- ▼4月6日(月)【延期】再審法改正をめざす市民の会 第2回院内学習会 正午～午後1時30分、参議院議
員会館
- ▼4月6日(月)【中止】刑事再審事件の最高裁統一要請行動(再審・えん罪事件全国連絡会の呼びかけ)
- ▼4月15日(水)東京・乳腺外科医師事件控訴審判決 午後3時、東京高裁
- ▼4月15日(水)三重・名張毒ぶどう酒事件要請行動 午前10時＝名古屋高裁、午後2時＝名古屋高検
- ▼5月12日 兵庫・えん罪花田郵便局事件 証拠改ざんの国賠判決 神戸地裁

最高裁判所の不当決定に強く抗議する

2020年3月4日付で最高裁第2小法廷(三浦守裁判長)は、今市事件の被告人である勝又拓哉さんが殺人罪に問われた今市事件について、上告棄却の決定をした。

私たちは、国民の常識とはかけ離れた信じがたい暴挙をした東京高裁の判断を最高裁判所が正さなかったことに強く抗議する。

今市事件は、2005年12月1日午後2時38分ころ、栃木県今市市(現在の日光市)の小学1年生の女兒が行方不明となり、翌日、茨城県の山林で遺体となって発見された事件である。捜査機関は、事件発生から約8年が経過しても解決できない状態を打開する賭けに出るかのように、2014年1月29日、勝又さんの身柄の確保のため、商標法違反で別件逮捕した。商標法違反の起訴後は、身柄拘束を利用し、今市事件の取り調べをした。

勝又さんは、同年6月3日、殺人罪で再逮捕され、その後自白し、宇都宮地検は、同月24日、勝又さんが「2005年12月2日午前4時ころ」「茨城県常陸大宮市三美字泉沢1727番65所在の山林西側山道」で殺害したと訴因を特定し、殺人罪で起訴した。

2018年8月、東京高裁は勝又さんに対し、第1審裁判員裁判の「無期懲役」判決を破棄した上で、再度「無期懲役」判決を出したが、特に、次の3点において、容認できないものであった。

- 1 弁護人が提出した鑑定意見等や法医学者の証人尋問で自白と客観的事実との矛盾が明らかにされると、起訴状記載の「殺害日時・場所」では有罪認定できないことから、東京高裁は、「殺害日時・場所」の幅を広げる訴因変更を検察官に促した。東京高裁の訴訟指揮は、著しく公平性を欠くとともに、市民の常識を裁判に活かすために導入された裁判員裁判の審理を無視し、公正な裁判を受ける権利を侵害するものであった。
- 2 東京高裁は、勝又さんの犯行を否定する証拠がありながら、犯人と認定した。捜査側は、勝又さんが女兒に対してわいせつ行為をしたとのストーリーを描いたが、わいせつ行為の痕跡が出てくることはなかった。女兒の遺体や頭部に貼られた粘着テープからは、勝又さんのDNAは検出されず、第三者のDNAが検出された。ところが、検察側の「コンタミネーション(汚染)」とか「犯人のDNAは出ないこともある」という主張を鵜呑みにして、東京高裁は第三者の犯行可能性を否定した。

3 東京高裁は、勝又さんが母親に対して「自分で引き起こした事件」「めいわくをかけてしまい、本当にごめんなさい。」と書いた手紙を有罪認定の決め手とした。第1審では、「自分が引き起こした事件」が「何を指すのかは必ずしも明確とは言えず、犯人性を直接的に基礎づける事情とはなりえない」と判断していたにもかかわらず、裁判員裁判の判断を無視し「殺害を自白したもの」と断定し、有罪の決め手にした。

東京高裁は、有罪判決の決め手となった「自白」の信用性が崩れ、状況証拠のみでは有罪認定できないと判断されていたのであるから、「疑わしいときは被告人の利益に」とした刑事裁判の鉄則に基づき無罪とすべきだった。それにもかかわらず、情況証拠の証明力をかさ上げし、追加された訴因に基づき自判したのである。

最高裁判所は、東京高裁の誤った判断を正さず、国民の人権と自由を守るという期待される職責を放棄した。よって、私たちは、上告棄却という不当決定をした最高裁判所に対して、強く抗議する。

2020年3月6日

えん罪今市事件・勝又拓哉さんを守る会
日本国民救援会栃木県本部
日本国民救援会中央本部